慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「政治概念論争」における潮田学説：その特異な意義と限界
Sub Title	The contention of professor Ushioda in the 'concept of politics' debate : its significance and limitations
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.317- 355
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	潮田江次先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0317

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「政治概念論争」における潮田学説

――その特異な意義と限界――

根岸　毅

序　今日における「論争」の一般的評価――問題の所在

大正十二年の『国家学会雑誌』（第三七巻第七、八、一〇、一一号）に戸沢鉄彦氏が「政治学疑義」を発表することにより始まり、昭和十一年の『法学研究』（第一五巻第一～三号）に潮田江次教授が「所謂『国家外の政治現象』に就て」を著わすことによつて本格化したいわゆる「政治概念論争」は、政治概念に関する伝統的な立場――通常これは、国家政治現象説と呼ばれる――と新しい立場――通常これは、国家外政治現象説・集団現象説と呼ばれる――との間になんら問題の本質的解決をみないままに、昭和十八年頃その論争としての終りをむかえた。

この「論争」に対して現在日本の政治学界でなされている一般的な評価は、きわめて否定的である。すなわち、それは、当時の政治的状況においてやむをえない制約があつたにせよ客観的には現実政治の分析からの逃避を意味すると同時に、方法論上の論争であつたために、政治学の実質的内容の前進に大きく貢献するものではなかつたとされている。また、それ程

完全に否定的に評されない場合でも、もし「論争」が戸沢、蠟山両氏が意図した方向に発展していたならば、「そこにもつと客観的にも有益な収穫があるべかりしもの」と、消極的に肯定されるのみである。概して、それは「悪名高い」「非生産的な」論争であるとされており、とくにそこにおける潮田学説は一方的に否定視されているような観がある。(1)

このような一般的評価は、論争が本格的に展開された当初から「論争」の批判と評価を行なつてきた吉富重夫氏、「戦後いち早くこうした論争への批判によつて、それに終止符をうつた」丸山真男氏、それに、「論争」の詳しい長文の検討を著した蠟山政道氏の三様の評価をその原型にしていると考えられる。しかしながら、「論争」における戸沢氏がそうであつたように、この三氏において――したがつて現在の一般的評価において――は、潮田学説の主旨が充分に理解され位置づけられてはおらず、そのような評価自体が再検討されねばならないと考えられるのである。

(1) 「論争」の評価については、飯坂良明『現代政治学』日本放送出版協会・昭和四三年・二五五ページ、横越英一『政治学体系』勁草書房・昭和三七年・一九ページ、北岡勲『政治学概論』実務会計社・昭和四一年・七三ページ、堀豊彦『政治学原論』東京大学出版会・昭和三九年〔増補版〕・四六ページ、蠟山政道『日本における近代政治学の発達』〔復刻版〕・べりかん社・昭和四三年・付録三三三一―三三六ページおよび解説三九一―三九三ページ等を参照。

第一章　「論争」の一般的評価の原型とその問題点

(一)　吉富重夫『政治の実践的性格』（昭和二三年）他

吉富氏は、政治の概念規定の類型化のし方と、そこに示される諸類型が相互に媒介可能なるものであるとする点で、現在の一般的な考え方の原型を提供したといえよう。

氏は従来の政治の諸概念規定を、「主体的概念構成」と「機能的概念構成」のいずれの方法をとるかという「最も根本的な」区別にしたがつて、(イ)「国家関連説ないし国家主体説」および(ロ)「集団現象説」に類型化する。(イ)は、「行為の主体より

政治の性格を決定せんとする方法」であり、「政治を国家との関連において規定し、もしくは国家を主体とする現象であるとする」。一方、(ロ)は、「行為そのものの性格の裡に〔政治〕の特質を見出そうとする」方法であつて、「国家との関連をはなれて、政治はひろく集団の存するところにみられうる現象であるとする」。(1)

氏は、昭和十一年に本格化した「論争」を、このような二つの立場の間の争いであると見て、その当初から論評を試みてきた。その主張の骨子は、「通常両派は絶対的に相容れないものとも考へられてゐるのであるが、実は或る点においては共通の要素を有つてゐる。」つまり、「両者は絶対非媒介のものではない。」というものである。(2) その媒介の契機に関して、氏はつぎのように述べている。

政治の概念規定にさいして、自明の前提となるものは、それが自然現象にあらずして、人間現象であるということである。(3)

思惟以前の現実の世界が一つであるかぎり、異なる認識が、相互に孤立し無縁のものでありうるはずはない。対立する学説上の争点は、かならずや相互媒介の契機を存するはずであるが、著者は、この端緒を人間の社会的実践的活動のうちに求めた。けだし、それは自明のこととも(4)いえる…。

右のような考え方を出発点として、氏は「方法論的に反省をすすめ」て、つぎのように主張する。

政治は、もとより人間現象として、人間の社会的実践的活動の一方向を形づくるものであり、それゆえに、まず行為たる性格において把捉せらるべきであることはいうまでもないが、しかも現実的に行為は、主体との密接な連関のもとに成立することも否定せられえない事実である。だから集団現象として行為の性格において政治の本質を把捉しようとする態度と、国家を主体とする政治に特殊性をみとめようとする態度とは、矛盾するものではありえない。……人間の社会的活動としての政治の主体として、国家がその最も典型的なるものであることは否定せられえないが、しかしながら、このことは、国家活動のうちにのみ政治の成立をみとめようとすることを正当づけるものではない。……国家主体説は、政治をして政治たらしめる何らの根拠をもしめさずして、国家活動即政治なりとする点に、方法論的に独断的であるとともに、政治の範囲を不当に限局するものであり、集団現象説は、その方法においては国家現象説より進歩的であるとしても、行為の性格のみを抽出するものにあつては、抽象的であるとともに、国家政治の現実に有する特殊性をみとめざるものとして、い

ずれも欠陥を存するといわざるをえない。[5] したがつて両者の有する意義を充分にみとめつつ、しかも両者を綜合するところに、新しい政治の概念構成の道がひらかれるのである。

このように吉富氏にあつては、「国家」・「集団」は政治の「主体」・「発現の場」としてとらえられており、「国家現象としての政治と集団現象としての政治とは、あだかも〔政治をして政治たらしめる「行為たる性格」を同じくする〕特殊性と普遍性との関連に他ならない」とされている。[6]

以上の吉富氏の「論争」に対する論評は、それが論争の過程の事実を充分にふまえた議論でないという意味で的はずれである。すなわち、氏の概念規定の類型化からは、潮田学説はこぼれてしまう。潮田学説は「行為の主体」や「行為そのものの性格」から政治概念の構成を試みたのではなく、「行為の目的」からそれを行なつたのである。この点は、つぎの章において明らかにする。したがつて、「国家主体説」と「集団現象説」における二つの政治概念が、「行為たる性格」を同じくする特殊と普遍の関係として整理されることによつて媒介可能であることが明らかにされても、その政治概念と潮田学説のそれとが媒介可能であるかどうかはいまだ解明されていない。[7]

「論争」の一般的評価の原型のひとつとしての吉富氏の論評は、以上のような大きな問題点をもつといわねばならないのである。

(二)　丸山真男「科学としての政治学」（昭和二二年）

丸山氏の論評は、「政治概念論争」のテーマが「政治概念と国家概念といずれが先行すべきか」というものであつたという、また、「論争」が政治学の実質的内容に大きな寄与をしなかつたという、今日の一般的な考え方を形づくるに与つて力が大きかつたと考えられる。

氏は、終戦直後に雑誌『人文』に一文を発表した。それは、当時の日本の政治学の状況と動向を概観するという意図をもつて書かれ、過去の日本の政治学の方法とあり方を「清算主義的」に批判しようとしたものであつた。[8] 氏の「論争」に対する論評は、そこで、日本における従来の政治学の不妊性・非力性の由来を説明し、一方で戦後の日本の社会が「現実科学」としての政治学を求めていることを述べるという文脈の中で、従来の政治学の非力性を示す例として「論争」を引き合いに出すところにあらわれる。すなわち、当時の日本の政治学には、他の社会科学と比べていちじるしい再出発の立ち遅れ、恐るべき発育不良、および、当時の政治的現実に対してほとんどまつたく方向指示の能力を持たないことなどの非力性が見られるとするのに続けて、「たとえば過去の政治学界を久しくにぎわしたテーマたる、政治概念と国家概念といずれが先行すべきかというような論議からして、ひとは現代の政治に対して、いかなる実質的寄与を引き出す事が出来るであろうか。[9]」と評する。

この丸山氏の論評も、吉富氏のそれが「論争」の実態を充分にふまえていなかつたのと同じように、的はずれである。すなわち、論争のテーマは、客観的には、政治概念と国家概念といずれが論理的に先行すべきかというものではなかつた。「客観的には」としたのは、本格化した「論争」において戸沢氏が、また、その評価の過程で蠟山氏が、政治・国家の二概念を対置させ、その一方（政治）のみをまず単独に規定しつぎに他方（国家）との第二義的連関を問題にしていた――つまり両氏にはそれが主観的に論議のテーマであつたのに対し、潮田学説にはそのいずれが先行すべきかという設問はなく、政治と国家の相互補完的な関係が述べられていたからである。この点は、つぎの章において詳しく論ずる。

また、丸山氏は、「いわゆる民主革命と総称されているもの・・・を押進める主体がなにより「政治的」な力であることは何人にも明白である。[10]」というが、それが「明白」でなかつた――つぎの章で明らかにするように、具体的な「政治」として潮田、戸沢、恒藤、蠟山四氏が四様の事象を考えていた――からこそ「論争」は生じたのである。したがつて、「論争」に

実質的寄与がなかつたというのが間違いではないにしても、それが客観的にはなにをもつて実質的寄与とするかを論じていた、と正しく位置づけておく必要はある。

「論争」の一般的評価の原型のひとつとしての丸山氏の論評には、以上のように、充分には納得しがたいものがあるのである。

㈢　蠟山政道『日本における近代政治学の発達』（昭和二四年）

蠟山氏の論評は、丸山氏のそれと同じように、「論争」のテーマがなんであつたかについての通念の形成に大きな影響を与えたと考えられる。また、同時に、それをテーマとした論争としては、この論争がきわめて無益・無用のものであつたという一般的評価の原型にもなつている。

氏は昭和二十四年に『日本における近代政治学の発達』[11]を著わし、その中に「政治概念を繞る論争」という一節をもうけて「論争」に詳しい論評を加えた。それは、明治以降の日本における政治学の発達をあとづけるという大きな枠組の中で「論争」を評価し位置づけるという試みであつた。

この試みは、その立論にひとつの前提をもつている。すなわち、日本における近代政治学の二大系譜のひとつである実証学派は、「近代政治の科学的研究の正道」であるという評価がそれである。[12] この実証学派は、政治現象を国家現象から導入したり、あるいはその機能とみなすことがないという点で、新政治概念の方法論的立場につながつていくものである。[13]

蠟山氏によれば、新政治概念の立場は、政治概念の国家概念に対する論理的先行性を主張し、究明すべき「第一義の問題」を政治と呼ばれる社会的行為の性質とし、したがつて、「政治と国家との連関は論理的にいつて第一義のものでな」いとする。そして、このような新政治概念の構成は、国家概念を論理的に前提としないだけに、そこに解明さるべき多くの問

題がふくまれており、なかでも行為として把握された政治と国家のごとき社会組織または団体とが、いかなる理由または意味で構造的に連関するかの問題が解明されねばならない。氏は、これが新政治概念構成上の難点であり、「論争」はこの点を衝いて提起されたものであると考える。したがつて、なされるべきことは、国家をいかなるものと見るかの研究であり、新政治概念が「第二義的に当然予想」している政治と国家との関連を、「一定の社会的行為として把握せられた政治が、何故に特定の社会的構造を持たねばならぬか」の問題として究明することであつて、「それ以外の点に関する論争は、およそ無用な派生的な議論であるといえよう。」ということになる。(14)

このような文脈におかれるかぎり、潮田学説は、新概念が拠つて立つ方法論が、「政治の行為的性質又は形式態様に着眼し、国家という特定社会の特有な現象でなく他の社会集団にも見られる一般性をもつたものに広く社会的な客観性を求めようとした」点をほとんど理解していないとされ、その論難は「本質的な問題から逸脱した、不当な命題」に端を発しているものと評されるのである。したがつて「論争」自体も、その大半が無用の応酬や枝葉末節の論議であつて、「そこから学問上有益な収穫がえられた重要な論争であつたとはいえない」ということになるのである。(15)

以上のように蠟山氏の論評の文脈を明らかにしてみると、それが、氏が論敵の主張の論理構造と文脈を充分に理解しないで行なつたものであることが明らかになるのである。すなわち、氏ははじめから新政治概念の拠つて立つ方法論的立場を「正道」と前提して論じており、また常に問題にしているのは政治の「行為的性質」のみである。そして、潮田学説が政治概念にしろ国家概念にしろそのいずれか一方の論理的先行性などは問題にならない論理構造をもち、それ固有の文脈において新概念の方法論的立場を批判しており、したがつて、そこにおける政治が「行為的性質」を基準にして規定されていないことに氏はまつたく無理解である。このように自説の枠の中でのみ問題を指摘し、その枠そのものに疑問をもつ反論を、その枠の中で立論しないがゆえに本質的な問題から逸脱した無用の論議であるとするのは、そのような類の反論に対する公正

な評価とはいいがたいことは明らかであろう。このような評価をすることは、かえつて提起された問題の所在を隠してしまうことになる。

今日の「論争」に対する一般的評価のひとつの原型である蠟山氏の論評もまた、以上のように、そのままでは認め難いものであると考えられるのである。

㈣　ま　と　め

以上に紹介した三氏の「論争」の評価は、いずれもそのままでは納得しがたいものである。その理由は、つぎのように要約できる。すなわち、三氏とも意味あいの違いこそあれ、潮田学説の主張の論理構造とその新政治概念批判の文脈を充分に正しく理解しないで論評を試みている、つまり、潮田学説をも含めた「論争」の論評としては事実に合致しないところがあるという意味で的はずれである。したがつて、「論争」は、概念規定の基準を再検討し、各々の概念規定において、政治と国家との関係がどうとらえられているか、具体的に政治とされる事象はいかなるものであるか等を考察することを通じて、全体的に整理しなおされねばならない。その上でつぎに問題となるのは、様々な概念規定における政治が、吉富氏のいうように媒介可能なものであるかどうかを考察することである。媒介可能とするならば、その契機はいかなるものであるのか。媒介が可能でないならば、異なる政治の規定がそれぞれいかなる意義をもつものであるのか、そして、非媒介のものを媒介可能として処理してきたことが、一体なにを意味するのか。このような点が問われねばならない。

(1) 吉富重夫『政治的統一の理論』有斐閣・昭和三〇年、三二一～三三ページ。同『政治の実践的性格』玄林書房・昭和二三年は、『政治的統一の理論』第一部「政治の存在性格」に「再録」されたものである。以後本稿では、すべて前者から引用する。

(2) 吉富重夫「雑誌論文月評・潮田江次『所謂「国家外の政治現象」に就て』」（『法律時報』九―一・昭和一二年）、五六ページ、および、吉富・前掲書（昭和三〇年）、三三ページ。同様の主張は、『公法雑誌』六―五・昭和一五年の「政治の概念に関する最近の我国における二の学説」にも見られる（同、

一一四～一一五ページ）。

(3) 吉富・前掲書（昭和三〇年）、三一ページ。

(4) 同、序一ページ。同様の主張は吉富・前掲書（昭和二三年）、小序にも見られる。

(5) 吉富・前掲書（昭和三〇年）、三三～三四ページ。（傍点・筆者）

(6) 吉富・前掲論文（昭和一五年）、一一五ページ。

(7) このような類型化を試みる吉富氏にあっても、氏自身の概念構成は、「社会全体…の形成・維持・発展を目的とする」という点を基準になされている（同・前掲書（昭和三〇年）、三七ページ）。しかし、本稿では「論争」の一般的評価の原型のひとつとしてのみ氏の論評を論じているので、ここでは氏の概念構成そのものについては論じない。

(8) この論評は、はじめ、丸山真男「科学としての政治学――その回顧と展望」（文部省人文科学委員会『人文』第二号・昭和二二年）として発表され、のちに、同じ標題で丸山真男『現代政治の思想と行動』未来社・昭和三二年に再録された。それが著された事情については、同（三二年）、四八三ページ参照。以後本稿では、後者から引用するものとする。

(9) 丸山・前掲書（昭和三二年）、三八三ページ。

(10) 同、三八二ページ。

(11) 蠟山政道『日本における近代政治学の発達』実業之日本社・昭和二四年は、「付録　討論　日本における政治学の過去と将来」および「解説」を追加されて、ぺりかん社より昭和四十三年に復刻された。本稿においては、すべて復刻版より引用する。

(12) 蠟山・前掲書（昭和四三年）、六五ページ。（傍点・筆者）

(13) 同、六六、一〇四、一八八～一八九ページ。

(14) 同、一九四～二一二ページ。

(15) 同、一九八、二〇〇、一九五、二〇四ページ。

第二章　「論争」の整理

すでに論じた三つの論評を、私は、潮田学説をも含めた「論争」の論評としては事実に合致しないところがあると述べた。したがつて、潮田学説をも含めた「論争」の整理は、吉富氏の概念規定の類型化のし方や丸山氏のテーマの規定のし方をもつつみこむものである必要がある。そのようなものとして、私は、つぎの二つの視点を整理の基準とする。

基準㈠　各々の政治概念規定において、いわゆる「国家」は、㈠政治の「主体」または政治が発現する「場・範囲」と考えられているか、それとも、㈡政治の「目的」と考えられているか。

基準㈡　各々の政治概念規定において、政治といわゆる「国家」との関連は、政治概念構成上の㈠第二義の問題とされているか、それとも、㈡第一義の問題とされているか。

これらの基準は、右の必要に応えるものである。そこでは、政治概念の規定のし方といかなる意味においても重大な問題である政治と国家との関連の問題の双方が考慮に入れられている。基準㈠の㈠をとる立場は、吉富氏が媒介可能であるとした二類型――「まず行為たる性格において」把握された政治――に対応し、またそこでは、政治概念の国家概念に対する論理的先行性――基準㈡の㈠の主張がなされる。基準㈠の㈡をとる立場は、吉富氏の二類型にはいらない概念規定のし方であり、そこでは政治の概念構成上「国家」が政治と相互補完的な関係にあるとされ、第一義の問題――基準㈡の㈡として扱われる。

本章は、以上の視点から、まず新政治概念の立場を明瞭に表明した戸沢・恒藤・蠟山三氏の学説を検討し、つぎに新概念を積極的に批判した田畑氏の学説および潮田学説を吟味することによつて「論争」の整理を試みる。そうすることによつて、潮田学説の特異な性格が浮き彫りにされるであろう。

㈠　新政治概念――戸沢・恒藤・蠟山学説――の立場

基準㈡について。新政治概念の立場では、政治概念の国家概念に対する論理的先行性が主張され、したがつて、政治と国家との関連は政治概念構成上の第二義の問題とされる。これは、新概念の立場を論じた前記の蠟山論評に概括されている。(1)

蠟山政道氏は、大正十四年の『政治学の任務と対象』において、「政治概念の構成に際して、国家概念の先天的導入を排

斤し、〔政治概念を〕これと全く独立に樹立せんことを試みた。」と述べ、「政治学では国家は〔政治〕の機能と関係を有する限度に於いてのみ考察の視野に入るべきであつて、第二次的の重要しか有たぬ」としている。(2) 戸沢氏は、従来の学者のように国家の概念を前提とせずして政治の概念を決定すべしとし、つづけて「政治学に於ては政治が研究対象であり、政治の意義が明になつて始めて、政治の発現する集団の一つとしての国家といふものが政治に関連して考へられるべきものであるに過ぎない」という。(3)

恒藤恭氏にあつては右のような立場の明確な表現は見あたらないが、その概念構成のやり方は、まさにこの立場に立つているのである。すなわち、氏は、従来常識上の政治なるものの多くが「国家」に関係をもつこと、および、学界の通説が「国家現象と政治現象とを同一視する見解」であることを認めながらも、政治現象の論理的意義はその範囲をこえることができるとして、(4) 氏の政治概念の規定から国家概念を排除している。

基準(一)について。つぎに、以上の立場からは、どのように政治概念が規定されるのであろうか。まず戸沢氏は、つぎのようにいう。

政治は、一つ又は幾つかの、意志の主体、即ち、者（意志を有する個人のみならず、諸々の個人から成る集団であつてもその固有の意志を形成し之を実現するに充分なる機構を有する以上は意志の主体と見てよい）が他の一つ又は幾つかの意志の主体を適宜に動かして（行為せしめ又は行為せざらしめて）何か所期の目的を実現する機能である。(5)

また、恒藤氏はつぎのように規定する。

或る団体が或る社会に存立するとき、その団体の機関により団体の任務の内容が決定され実現され行く過程、及び之に関して団体構成員が努力し運動する過程において、政治現象は成り立つのである。

団体機関によつて構成員の意志に優越せる団体意志の内容が構成され、実現され、それに因つて団体の使命が成就されると云ふ政治的活動の普遍的形式の与へられてゐる処には、それに関連して各種の政治現象は成立し得るのである。(6)

さらに、蠟山氏はつぎのようにいう。

政治とは、之を最も広義に従つて形式的に解する時は、人間と人間との結合又は協力関係をより高き秩序に組織化する直接及び間接の行為を言ふ。[7]

これらはいずれも、蠟山氏が前出の論評の中で要約しているように、政治が「いかなる社会的性質をもつた行為であるか」[8]――潮田教授の表現によれば「行為の単なる形式態様」[9]――に着眼しているのであつて、そこには「国家」のみならず他のいかなるものも政治の「目的」として述べられてはいないことが指摘されねばならない。潮田学説の新政治概念批判のひとつの重心は、ここにあつた。教授は新政治概念の中に「目的」らしきもの――戸沢学説における「一つ又は幾つかの生活共同体に於ける単一欲求主体の全部を統一してこの統一に拠つて欲求を実現せんとする目的」、恒藤学説における「団体の任務または使命」、および、蠟山学説における「より高き秩序に」――を探し出し、それらがいずれも手段形式の名称であつてなんらの意味内容をも持たないことを論じ、新概念においては「政治は自らの目的を持たない一つの形式に堕されてしまふ」事情を明らかにしたが、[10]この目的を持たないという論難に対して、新概念の陣営からの有効積極的な反論はなかつた。

新政治概念においては、政治がその行為的性質において把えられていると同時に、「国家」が政治の「主体」とか政治が発現する「場」または「範囲」として考えられており、「国家に於ける政治」は政治一般の特殊として理解されている。すなわち、戸沢氏は、「国家は、私の主張する政治学に於ては…私の謂ふ「政治圏」即ち、政治の行はれる範囲又は「場」の一種に過ぎない」とし、「実は政治は国家以外の集団にもあらはれるのであつて、国家に於ける政治は政治の一種に過ぎない」という。[11]また、恒藤氏は、政治の主体は「最広義の政治について言へば、諸種の団体であり、広義の政治について言へば、諸種の施政団体であり、狭義の政治について言へば、国家である。」とし、そのような主体をもつ政治現象は「あらゆる団体にお

いて普遍的に成立し得る現象であつて、特殊の団体においてのみ成立し得る所の政治現象は、政治現象一般の中の特殊の種類のものたるにすぎない。」とする。[12] さらに、蠟山氏によれば、政治は「国家的実体」を予定することなく集団関係の中にある個人によつて行なわれるものであるとされ、「凡そ、人間の結合関係の組織化の必要の存する所、必ずや政治が発生するのであつて、それが私人の経営組織する会社、工場を始めとして、各種の公共団体に於て斉しく認めなければならぬ」ことになる。[13] このような文脈においては、「政治は特に国家において典型的な仕方で成立つ」、つまり、「国家に於ける政治」はきわめて大規模であり、重要であり、顕著である特殊な政治として位置づけられることになる。[14]

以上で明らかなように、新政治概念において政治と「国家」との関連が第二義の問題であるのは、政治一般が行為的性質においてまず把えられたあとで、政治の特殊な「主体」または「場」としての「国家」が問題になつてくるからである。また、政治概念が行為の目的ではなく行為そのものの性質または形式態様に着目して構成されるかぎり、研究対象の選択は「その対象独特の興味を形作る性質」にもとづいてなされ、「文化的意義」とか「何等か特定の客観的価値の存立することが前提され、その客観的価値との関係において〔現われる〕性状」とかは、[15] 実際の政治概念の構成においては「目的」を欠き「形式」化されてしまつている。

最後に、戸沢・恒藤・蠟山三氏の新政治概念それぞれが具体的に指し示す事象が、必ずしも互に一致しないことを指摘しておく。

恒藤氏による戸沢氏批判――「政治の本質は統制作用たる事に存するとの見解をとるときは、国家において行はれる作用の中で顕著なる政治的性格を有すると考へられるものが、政治の本質をそなへぬものとして視られる結果にみちびかざるを得ない。」例えば、国家の政治組織もしくは政治形態に重要な変更を加える作用、人民による一般投票、内閣の更替、軍備の拡大・縮小、議会における質問・討議・決議、いわゆる国際政治。[16]

戸沢氏による恒藤氏批判――政治学の対象たる政治は、「社会学の概念たる association の存在を前提としなくとも研究し得る…。」「必しも組織を通さずして政治はあり得る。」[17] 例えば、個人的な公金横領等の汚職、一兵士の脱走、無関心からの棄権。

戸沢氏による蠟山氏批判――「人々の保健のための諸政治、外敵の侵入に対する防衛のための諸政治、等は結合関係の組織化でもなくこの組織化のための手段として行はれるものでもないがなほ、政治ではなからうか。」[18]

(1) 蠟山・前掲書（昭和四三年）、二〇四、二〇七、一九六ページ参照。
(2) 蠟山政道『政治学の任務と対象』巌松堂書店・大正一四年、序言七、一六九～一七〇ページ。
(3) 戸沢鉄彦『政治学概論』日本評論社・昭和五年、一六〇～一六一ページ。（本書は、戸沢氏の最初の体系的な政治学の論述である。）また、戸沢鉄彦「政治学の研究対象としての政治」（『国家学会雑誌』第五〇巻第一一、一二号、第五一巻第四号・昭和一一～一二年）、五〇―一一・一三、一四ページ参照。
(4) 恒藤恭『価値と文化現象』弘文堂・大正一三年、一七九～一八一ページ。
(5) 戸沢・前掲論文（昭和一一～一二年）、五一―四・三九ページ。この定義は、「説明の言葉は多少異るが「政治の本質」〔（昭和二年）〕以来試みた政治の定義と根本に於ては異らない定義である。」（同、五〇―一一・一六ページ註(1)）。
(6) 恒藤・前掲書（大正一三年）、二一〇～二一一ページ。
(7) 蠟山・前掲書（大正一四年）、一五九ページ。
(8) 蠟山・前掲書（昭和四三年）、二〇七ページ。
(9) 潮田江次『政治の概念』慶應出版社・昭和一九年、九二ページ。これをうけて、蠟山氏は、新政治概念の立場は「政治の行為的性質又は形式態様に着眼」するといっている（蠟山・前掲書（昭和四三年）、二〇〇ページ）。
(10) 潮田・前掲書、第二部・初論・五「異説の以て政治と做すもの」および六「政治は単なる手段形式に非ず」参照。引用は、同、一〇三ページ。
戸沢氏に対する批判――戸沢氏は、「一つ又は幾つかの生活共同体に於ける単一欲求主体の全部を統一してこの統一に拠つて欲求を実現せんとする目的」として「強ひて」目的をもち出すが、「『欲求を実現せんとする』事は欲求に必ず伴ふ性質であつて、『目的』にはならない。これではなくて、実現を欲求されるものが此場合の…目的である。」（同、九五ページ）。本文中の戸沢氏の政治概念規定に現われる「所期の目的」についての批判は、同、一六九ページ註一三参照。
恒藤氏に対する批判――「『団体が個人の使命とは異なる所の独自の使命を実現す可きであるといふ要求が』あるといはれるが、其『使命』とは『活動

効果』といふべき所を効果と目的と取違へて呼んだ誤称である。…団体の使命は個々人の使命と異なるから意義があるといふのではなく、或価値の実現であるから意義があるのである。」（同、九七～九八ページ）。恒藤氏にあつては、「団体の使命」と「団体の任務」は互換的に使われており、個人活動の単なる集積をもつてしては実現しえないものを団体の力で実現すること程の意味で用いられている。（恒藤・前掲書、二一二ページ参照）。

蠟山氏に対する批判――「より高き秩序に」の「秩序」やそれ以外の「結合関係」・「組織化」といった語があまりにも形式一方の語であり、なんら意味内容を持たない。（潮田・前掲書、八三ページ）。

(11) 戸沢鉄彦「政治学の対象」（『国家学会雑誌』第五三巻第一一、一二号、第五四巻第六、一〇号・昭和一四～一五年）、五四―六・七九ページ、および、戸沢・前掲書（昭和五年）、一七八ページ。

(12) 恒藤恭「政治、特に国際政治の概念」（『立命館三十五周年記念論文集・法経編』昭和一〇年所収）、一七六～一七七ページ。および、恒藤・前掲書（大正一三年）、二一一ページ。

(13) 蠟山・前掲書（大正一四年）、一六八、一五九、一六〇ページ。

(14) 恒藤・前掲論文（昭和一〇年）、一七九ページ（傍点・筆者）、および、戸沢・前掲論文（昭和一四～一五年）、五四―六・七七～七八ページ註(1)。

(15) 戸沢・前掲書（昭和五年）、五〇、四六ページ（傍点・筆者）、蠟山・前掲書（大正一四年）、序言三ページ、および、恒藤・前掲書（大正一三年）、一八九～一九〇ページ。

(16) 恒藤・前掲論文（昭和一〇年）、一八四ページ。

(17) 戸沢鉄彦「政治の概念について」（『国家学会雑誌』第三八巻第六、七、八号・大正一三年）、三八―七・一二三～一二四ページ。

(18) 戸沢・前掲書（昭和五年）、一九八ページ。

(二) 田畑学説の立場

一般に田畑忍氏の学説は国家政治現象説のひとつとされており、また実際、氏は「論争」において戸沢学説の積極的な批判を行なつた。しかし、私の二つの基準にしたがつて田畑学説の主張を整理してみると、それと新政治概念の立場の間にいちじるしい類似性が発見できるのである。

田畑学説では、つぎのような政治概念規定の類型化がなされた。すなわち、諸々の概念規定は、「政治を以て国家のみならず広く団体に於てあらはれる国家に無関連な現象であると見る」か、「政治は特に国家に関して現はれる現象であるとす

る」かを基準として、「集団現象説」（前者）および「国家関連説」または「政治国家現象説」（後者）の二類型に大別される。しかしながら、集団現象説の「大部分も、結局は何等かの意味、何等かの程度に於ては、国家から全然無関連に政治概念の規定をなす事に成功してゐる、とは言へない。」として、吉富氏が指摘する両類型の共通性に同感が表明されている。(1)

ところで、詳細に検討してみると、この二大別の基準はあまり明瞭でないことが分る。田畑氏は、集団現象説と国家関連説とは「質的に…区別さるべきもの」・「截然として区別しなければならぬ」ものと主張する。(2) しかし、一方で、氏は集団現象説を特徴づけて、それが「政治は凡そ集団のあるところには必ず存在するという説、換言すれば政治概念に於て国家を軽視する説」であるとし、したがつて、「政治と国家」（昭和九年）における戸沢学説および「政治、特に国際政治の概念」（昭和一〇年）における恒藤学説を、それぞれ、国家を「重視」するようになつてきたという点で「確かに余程政治国家現象説に近い感じのもの」および「政治の概念の樹立に於て国家を重視されてゐる点にいたつては〔政治国家現象説〕と本質的に何等の変りはない」ものとして、集団現象説からことさら除外している。(3) また他方では、国家関連説を「他の種類の団体の場合とは違つて特に国家においては典型的な仕方で政治が成立する」という説として特徴づけている。(4) つまり、田畑氏が質的な截然区別の基準としているのは、政治を「特に」「典型的に」国家と関連させて考えるかどうか、政治の概念構成において国家を「重視」するか「軽視」するか、そういう点で「極端」(5)であるかないかといつた、量的・相対的なものであると考えられるのである。

私の整理の基準(二)の(ロ)の立場では、政治と「国家」との関連は「重視」・「軽視」の問題として「極端」な場合には無視されることが許されるものではない。つまり田畑学説は、基準(二)の(イ)と(ロ)の区別に配慮することなく、結果的には(イ)の立場をとり、そこでは第二義の問題として位置づけられる政治とその特殊な主体・場との関係を基準として類型化を試みているのである。これは表現の違いこそあれ、前述の吉富論評の類型化の論理と同じであり、したがつて、田畑氏が吉富氏の考えに

共感を感ずることが理解できるのである。[6]

つぎに、田畑学説が政治と規定するものを検討し、基準㈠の問題を考察してみよう。田畑氏は、「本質的な事態」として「政治と国家との必至的関連」を説き、いわゆる国家を「国家」および「国家的社会」の二概念に分けて、[7]政治をつぎのように規定する。

政治とは国家的社会に内在する所謂「友敵」的又は利益的等々の対立の統制的組織的表現体制としての国家を契機として、其活動を中軸として存する統制的具体的生活を指して言ふのにほかならぬのであつて、もとより、国家外に於ても政治現象は存在する。然し、結局に於て、国家を媒介とせざる政治を考へることは出来ない。それは国家的社会の基盤に必随する諸々の利害的対立を統制するの事実としての特質をもつのである。対立的社会を全体的に統一すること即ちそれの統制と言ふこと、つまり支配、支配的権力（国権、主権）という事これこそ政治の本質であり、これを組織的に可能ならしめ得る権力的組織的表現体制又は枠こそが国家である。[8]

ここでは「国家」は、政治の「主体」のひとつとされている。[9]また「国家的社会」は、まず、政治が統制する利害対立が存在する「場」であるということがいえる。氏はほかのところで、「国家的社会」は「利害の対峙的関係をも其の全体性とともに孕んだ社会である」と述べている。[10]ところで、利害の対立は、いわゆる国家とは考えられないような他の社会においてもまた存在するものであるから、「国家的社会」の特質は、その「全体性」にあると考えねばならない。この「全体性」の観念は、また当然、「国家的社会」と必至的関連をもつとされる政治の本質においても、その特色そのものを構成している。すなわち、政治の本質は「対立的社会を全体的に統一すること」とされるが、それは単なる対立する利害の統一ではなく、「全体的」性質を持つた統一なのである。

ところが、田畑氏はこの「全体性」の観念を、「全体社会」に簡単に言及する以外には説明していない。すなわち、「国家的社会」は、「必ずしも一つではなくて、種々のものが区別せられねばならない」「全体社会」のひとつであるとされる。つまりそれは、「結社乃至団体乃至部分的社会」から峻別され、「前国家的社会」や「世界社会」と同類のものとしてとらえら

れているのみである。[11] この「全体社会」のとらえ方は、潮田学説における「価値の全体」と認められた一定の社会集団としての「全体社会」[12]――その具体的範囲は人々の意識の中に現われてくるものであつて、研究者の任意の区分に委ねられないもの――というよりは、むしろ、高田保馬氏の「全体社会」――「人人の結合そのものの総計」・「結合の網の自足的封鎖的組織の範囲」として規定され、その「範囲如何と云ふ問題に対しては、明確なる限界を以て答へ得べきではなく、これは程度問題であり、従ひて数多の答解を許す多義的問題である」といわれ、第一次的の全体社会として人類社会または世界的社会、また、第二次的のそれとして欧州文明国民の総結合・一国民の範囲等々が示されるもの[13]――に近い感じがする。したがつて、そこでは、「全体社会」・「全体性」を歴史的実在としての「国家的社会」に合致させる――どの第二次的全体社会を「特に」「重視」するかを決める――のは、研究者（田畑氏）の任意的操作であり、そこに論理必然的な根拠はないものと思われる。

そうであるならば、「国家的社会」は、利害対立の存在する「場」が任意的・便宜的に画定されたもの――すなわち「範囲」――以上の意味は持たず、したがつて、政治の本質は任意の範囲における――なんらかの範囲があるのは当然であり、これは蛇足である――対立する利害の統一でしかありえない。かくして、「国家」および「国家的社会」に二分されたいわゆる国家は、田畑学説では、政治の「主体」および政治が発現する「場」としてのみ把握されていることが明らかになるのである。つまり、田畑氏は基準㈠の㈠の立場に立つ。

以上で明らかなように、田畑学説も新政治概念の立場もともに、政治をまずその行為的性質において把えており、いわゆる国家を政治の主体・政治が発現する場または範囲と考えているという基本的な点に関しては、まつたく同じであるといえるのである。

(1) 田畑忍『政治学の基本問題』関書院・昭和二二年、二四、三〜四、二五ページ。田畑氏が「論争」に関連して発表した主な論文は、この一冊に納められている。
(2) 同、九四ページ。
(3) 同、九一、二〇、九三、九四ページ。(傍点・筆者)
(4) 同、五二ページ(傍点・筆者)。田畑氏は国家関連説をさらに「国家・政治同一視説」および「国家関係説」に分け、ここでは後者のみを論じているが、その区分は本稿にあまり大きな関係をもたないので、ここでは論じない。
(5) 同、九四ページ。
(6) この意味で私は、戸沢氏が田畑氏に反論してのべた考え――「私は、政治学に於ては政治の概念は国家の概念を前提とせずに規定すべきものだと考へるが、私は決して、政治は国家に無関係な現象だといふのではない。勿論私は、政治は国家以外にも発現する、といふのであつて、政治は国家には発現しないといふのではない。私も、国家に於ける政治が政治の中で極めて規模の大きな、重要なものであり、他の政治に対して特性をもつて居ることを認める。」しかし、田畑氏のように国家関係説の中に「他の種類の団体の場合とは違つて特に国家においては典型的な仕方で政治が成立する」とする説までも入れてしまうと、「私まで田畑氏と同説といふことになりはしまいか。」(戸沢・前掲論文(昭和一四〜一五年)、五四―六・七七〜七八ページ註(1)、七四ページ註(1)――に賛成する。後に明らかになるように、両者とも基準(一)の(イ)・基準(二)の(イ)の立場をとつているのである。
(7) 田畑・前掲書(昭和二二年)、六四ページ。
(8) 同、五七〜五八ページ(傍点・筆者)。
(9) 同、一四三ページ。
(10) 同、一四二ページ(傍点・筆者)。
(11) 同、五一ページ。
(12) 潮田・前掲書、一八四ページ。
(13) 高田保馬『社会と国家』岩波書店・大正一一年、一五〜一七ページ。

(三) 潮田学説の立場

潮田学説の論理構造が新政治概念の立場のそれと訣別するのは、まさにつぎの点にある。

『政治現象が文化現象　の一種類』として『他の一切の文化現象　から区別され』る為には、行為の単なる形式態様ではなくて其意

味内容が目やすにならなければならない。大臣が神社へお詣りに行くといふことは唯一つの行為の形式態様であるが、それが道徳現象とも政治現象とも法律現象とも経済現象とも見られ得るのは、ひとへに其同一の行為を色々な意味のもとに眺めるといふことから起るのである。行為の態様から、行為の外的関係から説明する限り、仮令いかに複雑な組合せを用ゐても、いかに特殊な一面の関係を抜き出しても、一つの文化現象を限り定めることは出来ない。(1)

そして、この立場から、新政治概念に対する教授のすべての批判が生れてくる。その批判の対象となつた新概念は、教授によつて「国家外の政治」と呼ばれ、つぎのように規定された。

国家外の政治』とは、国家とは全く独立な――国家の政治に影響を及ぼさうとする努力でもなく、国家の部分的政治組織でもなく、国家の進化途上における過渡型もしくは未来像でもなく――全く別に始まり別に終る一連の行為体系が『政治』と見られた場合である。(2)

潮田教授は、戸沢学説を新政治概念の立場の一類型として引用し、指導・支配・服従等を研究対象とするその「新政治学」について(3)つぎのようにいう。すなわち、「社会心理学等に於ける指導や支配や操縦の研究が不十分ならば…其等を充全して指導支配に関する総合科学を発達させることも、進んでは（もし必要、且つ可能ならば）指導支配の学として独立させることも、別に反対ではないが、唯それは『政治学』にはならないと強く申すのである。(4)」と。つまり、教授は、「政治学は文化科学である」と前提し、かつ、文化の意義が人間行動の様式によつてではなく、それを通して実現される価値によつて定まる(5)との立場から、目的からきり離された「個人間の形式的な社会関係」――例えば、「社会性・競争心・服従本能・支配欲など人間意欲の諸傾向が対人関係に現われたもの」――の研究は、「科学的」であつたとしても「文化科学的」ではなくなつてしまう、したがつて、「それは社会学の一部門として研究せらるべきものであり、また既にそれに近い研究が…社会学に存在してをる。」というのである。(6) 教授の批判は、このような文脈においてなされたものであつた。

この立場から、教授は自説を「素朴無反省な〔旧式の〕国家活動説」ではなく、「合理的に反省された国家関係説」――より厳密には「『国家社会維持改善』説」であるとし、新概念の立場すなわち

異説が旧政治学の不都合、不合理な数々を指摘強調して斯学の反省を促した貢献を我々は何人にも劣らず認めても、其異説を以て旧説に代る新しい政治学と認める訳には行かない。我々は国家と政治とは互に表裏をなす必然関連にあるといふ見地から異説を検討して、其の行き過ぎた点を正しい中庸の真理に引戻さうとする。異説に反対することは決して旧式の国家行為説に舞戻る謂ではないのである。

と述べている。[7] すでにここに、教授の立場が私の整理の基準の㈠の㈺および㈡の㈺であること、また、その批判が基準の㈠の㈠・㈡の㈠の立場に向けられていることがうかがえるのである。

潮田教授は、一般的に、「科学は常識の矛盾を整理し、粗雑を精練しなければならないけれども、天降り的に常識を改訂することは許されない。」という。そして、具体的には当面の「政治概念論争」で争われているものは政治学の「成立基礎となる」「事象の名称」であつて、反証をあげたり結果の分析較量によつてその「矛盾」や「是非」を論ずることができる「現象の法則や事物の評価」ではないことを指摘し、「政治学の対象をなす――それを対象とすることによつて政治学が成り立つ――ところの政治とは何であるかに関して『常識上或る事が一様に肯定されるなら』、政治学としては――即ちそれを基礎とする当の科学の立場からは――其常識を訂正することは出来ない」とする。[8] そして、この立場から「政治」の一般的用語例を検討し、それが比喩として用いられる場合を除き「政治は必ず国家に関連して考へられる」――「常識上の政治は常に国家特有の現象である」と断定する。[9]

ところが、常識上のおよび従来の政治学者が用いる国家概念は、非常に多義的で正確さを欠くものである。そこで潮田教授は、「我々と雖も常識上の国家概念が『全体社会と明に区別されない』ことは非難するけれども、それを一概に『区別されないもの』として斥けることはせず、其中には国家団体でもなく所謂『全体社会』でもないものが潜んでをることを認めて、其意味を探り出すことに努め」る必要があるとして、「国家団体の外に国家社会なる概念を汲出」すのである。つま

り、多義的な「国家」なる従来の術語を、「『国家社会』と『国家団体』との二つの術語に分けて一語一義に明確化しよう」というのである。[10]

この国家社会――「全体社会」とも呼ばれ、潮田教授が「全部社会」と呼びかえる高田保馬氏の「所謂『全体社会』」と対比される――は、「社会を一の全体として統観したもの」であり、また、「全体の立場から」「一面的につかまれた」ものであり、さらに、「所謂『全体社会』の全体性……――即ち所謂『全体社会』に含まれる各種の社会関係の中で部分部分に終る関係に対して全体に亘り及ぶ関係」つまり「全体関係のみを取出して考へた一面的結合から成る集団」であつて、その意味で「一面的に纏りを持つた部分社会」である。[11]

このようなものとしての国家社会に、潮田教授は、それ固有の不可欠の価値・普遍妥当の価値を認める。すなわち、それは、「終局の統一を欠く社会に人間の共同生活は不可能であり、」「人間は其社会的生活に於て必ず何か一つの、而も唯一つの全体社会を定めて、それを育んで行く。」からである。[12] しかし、このような考えに対して、そのような価値の認識は個人の嗜好によるもので普遍性を欠くという異論が出されるが、教授は、「それは専ら具体的な一国家制度に対する好悪の事であつて、国家〔社会〕一般に対してはもつと根強い価値意識を人間は持つてをる。」と反論する。[13]

潮田教授によれば、政治はこの国家社会に生じる。すなわち、右のような「固有の価値を認められる『国家〔社会〕』に関連して政治といふ独立の一文化現象が成立つとしても、何の不思議もない。」し、「社会の『全体』面は社会の其他の経済や宗教など夫々の部面と並んでまた一種特別な一面であるから、その全体面即ち国家〔社会〕に拠る政治現象は明かに他の諸現象から区別され得る」ということになる。[14]

以上のようにして、潮田教授は、常識上の政治概念を尊重しつつそれを合理的に整理することにより、政治に文化的意義を与える価値を見出し、文化現象としての政治を対象とする文化科学としての政治学を構想していくのである。

潮田学説にあつては、政治は、その主体からでもなく、「行為の行はれる様式手続や行為の及ぶ範囲で〔も〕なく、行為が価値として目的に置く社会」を基準として規定される。(15)

国家社会の維持改善といふ…『特定の目的のために行はれる一定の現象』…国家社会を目標とする有らゆる行為努力が政治である…。
国家社会の維持改善に関連する有らゆる現象を以て政治現象と認める…。
全体社会…が国家社会として形成され組織化される…其努力こそ即ち『政治』なのである…。(16)

ここに明らかなように、政治の概念規定に直接関連させられているいわゆる「国家」すなわち国家社会は、「政治の行はれる範囲」ではなく「政治によつて其維持改善を目的とされてをる社会のことである。」(17) したがつて、潮田学説は、私の整理の基準(一)の(ロ)の立場をとつているといえるのである。そして、この立場をとるために、基準(二)では(ロ)の立場に立つこととなる。すなわち、「政治と国家とは互に離れられない概念であつて…若し先づ国家を説明してかからうとすれば其儘それが政治の定義にもなつてしまふ」、「国家社会と政治とは必ず同時に考へられる」という意味で必然の関係にあるとされるのである。(18) したがつて、潮田学説には、「政治概念と国家概念といずれが先行すべきか」という設問が入りこむ余地はまつたくない。

潮田学説では、政治の「主体」は国家社会の維持改善に関連する活動を行ないうるものすべてであり、団体でも個人でもありうる。そして、国家団体は政治の主体のひとつではあるが、それが「政治を専ら目的とする団体」であり、国家社会の維持改善に「大役を勤めてをる」として重要視されている。(19) また、政治が発現する「場」は、特に限定されない。つまり、政治は「日常随処に現れ」、「普遍性」を持つているからである。(20) しかし、それはすべての場所に一様に現われるのではない。なぜならば、「国家社会〔との〕…関連の厚薄が政治現象の濃淡をつくる〔から〕である。従つて政治現象の凝集傾向は団体ひとつ〳〵をめぐつて群雄割拠の形をとるのではなく、団体〔および個人〕すべてに通じて唯一つの『国家社会』を

めぐる単一中心の漸層体系を成すと言へよう。[21]」

さて、「論争」がもつれたひとつの因は、潮田教授が高田氏の「所謂『全体社会』」を全部社会と呼び直し、それと異なる国家社会を「全体社会」と呼んだ点にある。多分そのためにでもあろうが、教授が政治の目的とし「政治の標準」とした「国家社会の維持改善」・「国会社会のために」・「全体社会のために」等の表現は、戸沢氏に充分正確には理解されなかつたようである。それは、より誤解を招きにくい表現を与えられ、より詳しい説明をされる必要があつた。（ただし、注意深く読めば、あまり問題はなかつたと思われるが。）

「国家社会の維持改善」・「国家社会のために」は、それが「ために」という行為者の意図を連想させやすい表現を与えられているにもかかわらず、一定の行為が「はたから観察する吾々にとつて」国家社会一般を維持し改善するという「目的に関連した体系的活動」と「考へられる」かどうかを問題にしているのである。すなわち、政治は、行為者の意図にかかわらず、全体社会を国家社会として形成し組織化する体系的活動であると観察者によつて認められた行為であり、ここで「政治の標準」とされているものは、特定の具体的制度や行為者が現実に利益をもたらしているまたはもたらそうと目論んでいる（意図・動機）人びとの範囲ではなく、それなしには人間の共同生活が不可能になつてしまう国家社会である。[22]

以上のようにして規定される潮田学説の政治概念が具体的に指し示す事象は、前述の新政治概念のそれと必ずしも合致しない。本章の㈠の終りの部分で示した各概念規定の批判は、潮田学説のそれでもあつた。[23] 教授は、例えば人間意欲の諸傾向が対人関係に現われたもの等の行為の単なる形式態様ではなく行為の「意味内容」を問題にするというが、それは一体なんであるのか。蠟山氏はつねに政治の「行為的性質又は形式態様」を問題にしつつ、潮田学説に対して「根本的に重要なことは、国家団体が国家社会の維持改善を目的とすることを以て政治なりとするとき、その行為的性質はいかなるものか。それ

と論者〔潮田教授〕の反対する「国家外政治現象説」の究明した行為的性質といかに異るのであるか。」と問うが、[24] 潮田学説はこれにどう答えようとするのか。

教授は、その政治学の出発点において「政治独自の客観的価値」を前提する。それが、「政治の標準」と呼ばれる国家社会の普遍的価値である。そして、「経済学が『労働組合……教会学校種々雑多の社会の活動に注意を向け』ても『結局、之等諸々の社会に現れる経済現象を研究するに過ぎない』と同じやうに、政治学も各結社をはじめ其他のあらゆる行為を通じて唯、社会全体（国家社会）の維持改善に対する意義の下に之を考察するばかりである。」という。[25] この政治学でいう「意義」すなわち「政治的意義」とは、行為に一定の観点――国家社会の価値の実現という観点――から認められる意味であり、その意味で政治を「国家価値の実現」ということができよう。[26] 潮田政治学が問題にしているのは、行為そのものではなく、それがどのような「行為的性質又は形式態様」をもつた行為であろうと、その行為によつて実現される国家社会の価値の意義である。そうであるからこそ、国家社会との関連の厚薄が政治現象の濃淡をつくるのである。教授が政治的意義を「政治性」と呼び換えているのも、この文脈でとらえねばならない。[27] 政治性とは、国家社会との関連性であり、これこそ潮田学説が問題にする行為の「意味内容」である。そして、政治現象とは、なんらかの政治性を認められる現象であるということができる。つまり、潮田教授が着眼したのは政治性であり、その政治性をそなえると認められる現象の範囲が具体的な政治であつて、後者は前者を問題にする限りで考察の対象とされるのである。したがつて、前者から切りはなして後者の範囲のみに注目し、つぎに、それがいかなる行為的性質をもつかを問うのは、潮田学説の文脈では問題のすりかえでしかなく、まつたくすじ違いの問なのである。

(1) 潮田・前掲書、九二ページ（傍点・筆者）。教授が「論争」中に発表したものは、「所謂『国家外の政治現象』に就て」（『法学研究』第一五巻第一、二、三号・昭和一一年）、「政治学の対象について――戸沢教授を駁す――」（『法学研究』第一六巻第二、三号・昭和一二年）、および、「政治、国家、政

治学」（前原光雄編『慶應義塾大学法学論集』金文堂書店・昭和一七年・所収）の三論文である。これらは、すべて『政治の概念』（昭和一九年）に収められているので、本稿ではすべてこれより引用する。

(2) 同、五一～五二ページ。

(3) 同、一三六ページ（附記）、二五一ページ。

(4) 同、二五五ページ註六九（傍点・筆者）。

(5) 同、五〇、九七ページ。

(6) 同、八六、九二、九九～一〇〇、八七ページ。

(7) 同、四〇六、四〇一、一四二ページ（傍点・筆者）。参照、同、一四〇～一四一ページ。

(8) 同、六三、二八九、二八九～二九〇ページ。

(9) 同、六三ページ、二九一ページ註一七。「政治」の比喩としての用法は、「当該行為（或は現象）を其一部とする関係諸行為（或は諸現象）の体系に於て終始、政治上の用語見地が採用されて」いない場合、それとして判定される（同、六二ページ）。

(10) 同、一七四、一七五、三〇九ページ。「所謂『全体社会』」とは、前述の高田氏の「全体社会」のことを指している。「国家社会と国家団体との二つは何れも政治学に於て是非必要な概念であり、而も『国家』の語以外にそれを表す術語が別に無い、といふ所から之を採用したのである。」（同、三〇九ページ）。「是まで無差別に使はれてをる『国家』の語に対しては、其の何れの意味であるかを明確に読み分けようといふのである。」（同、三〇九～三一〇ページ）。

このように「国家」を二概念に分けることに対しては、「論争」の最中に戸沢氏が不賛意を表明し（戸沢・前掲論文（昭和一四～一五年）、五四―一〇・四二～四三ページ）、また、蠟山氏が前記の論評の中で「国家をこの二つの概念にわけてそれと政治との関連を説明していることは、「国家」から直に政治は説明しえないことを承認するものでなければならぬ。」（蠟山・前掲書（昭和四三年）、二〇三ページ）として批判している。蠟山氏の場合は、ひとつには「国家」の多義性の故に政治概念の構成に際してそれを排除することになる（蠟山・前掲書（大正一四年）、一六九ページ）が、私は「国家」を二概念に分けることは、「水素」と「水素原子」・「水素分子」の間の関係のようなものであると考える。

(11) 潮田・前掲書、一二四ページ、一七五ページ註一八、一一〇、二三七、二〇五、三七二、三七一ページ。国家社会は、多中心の「所謂『全体社会』」とは異なり、全体関係においてまとまりを持つので「人間努力の統一的対象となり得る」とされる（同、一三七、一八三～一八四ページ）。また、国家社会の成員は、いわゆる「被治者」――より正確には、政治によって「利福を受ける…社会全員」とされる（同、一八七ページ註一七、一一二ページ）。

(12) 同、一一六～一一七、一六一、七〇～七一、二〇七ページ。

(13) 同、一一七ページ。

(14) 同、二〇七、一一七、一二五ページ。

(15) 同、一一五～一一六ページ。

(16) 同、一一八、二五一ページ、一八五ページ註二五。

(17) 同、二〇二～二〇三ページ。国家社会は、「行為の価値目的とする社会」（一一五ページ）とも「体系的組織的努力の目標」（三七一ページ）とも表現されている。

(18) 同、一一九ページ、一八五ページ註二五。この必然的関係は、つぎの例によってよく理解される。「楽曲」を、「発音の同時的組み合せの型および経時的連結の型に変化を与えて、発音の起点と終点を持つ属性の異なる複数単音の一つながりとして人為的に構成されたものである」と規定するのでは不充分である。なぜならば、この定義では、例えば「朝操業を開始して夕方休止するまでの機（はた）が出す音」とか「聴え始めてから聴えなくなるまでの汽車の通過音」とかも楽曲に入ってしまう。そこで以上に加えて、「一定の楽想を表現する目的をもつて」の一句が挿入されねばならないであろう。このように、「楽曲」と「楽想」は「離れられない」関係にある。

(19) 同、一一五～一一六、一二四、一二二ページ。国家団体の成員は、いわゆる「治者」である。これは「支配階級」のことではないとされ、「例へば二十五歳以上の男子」であると説明されている。（同、一一二、三一一ページ）。つまり、「治者」とは「有権者たち」のことである。日本では大正十四年の「衆議院議員選挙法」の改正により選挙権の規定から納税要件がはずされ、昭和二十年の改正までの間、選挙権者は「帝国臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者」であつた。（黒田覚・林田和博『国会法・選挙法』有斐閣・昭和三三年・「選挙法」の部七四～七五ページ、および、「衆議院議員選挙法」（大正一四年五月五日・法律第四七号）第五条参照）。潮田教授は、「論争」当時の有権者たちに言及したものと考えられる。

国家団体の他の団体と比べての特殊性は、つぎのように述べられている。「国家団体のみが他の諸団体とちがつて特に全体社会の維持改善を目的とする…。〔しかし〕所謂『全体社会』の或一面のみを維持改善するといふ点では…国家団体も他の諸団体と同じである。」（潮田・前掲書、三七三ページ）。国家団体の「自営行為」と「職能活動」の関係については、同、七五～七七ページ参照。

(20) 同、五五～五六ページ。

(21) 同、一二三～一二四ページ。ここで潮田教授が団体についてのみ論じているのは、これが恒藤学説批判の文脈の中にあるためである。潮田学説では政治の普遍性が認められ、政治の主体として個人も考えられているのであるから、引用文中の「〔および個人〕」は当然補つて考えるべきである。

(22) つぎを参考にされたい。

「『搾取の為の政治』でも苟くも政治と考へられるには必ず何か『たとひ僅かでも全体社会の経営と見られる機能が行はれてをるに違ひなく、而も其機能にのみ政治は認められる…仮に専ら搾取の為にばかり全体社会の維持がはかられたとしても、それが政治と見られるのは、搾取が行はれるからではなくて、全体社会が維持せられるからであり、其限りに於てである。如何なる動機から如何なる限度に『社会を維持する』のであらうと、『社会を維持する』から、『社会を維持する』と考へられるから、『社会を維持する』といふ意味で、『政治』と呼ばれる、といふのが肝腎な点である。政治と観念する為には如何なる目的に関連させられなければならないかといふことであつて、事実の上に於て政治（と呼ばれる行為）へ駆る動機が如何なる目的と結付いてをるかではない。」（同、三六二～三六三ページ）。

「もとより教会自身は総ての活動を宗教の目的の為に行ふので…あるけれども、はたから観察する吾々にとつては其活動は何らか宗教以外の目的に関

連する体系的機能でもありうる…のである。」（同、三三九ページ）。

同様に、同、一一二、一一七、一三三～一三五、三三三、三四二ページ、および、七〇～七一、九四、九六、一一六、一八五（註二五）、二二六～二二八ページ参照。

(23) 同、二四五、八一～八二、八三ページ。

(24) 蠟山・前掲書（昭和四三年）、二〇〇、二〇三ページ（傍点・筆者）。

(25) 潮田・前掲書、一〇二、九六、一二二ページ（傍点・筆者）。

(26) 参照、同、五六、八六、九二、九七、一七一、二二七ページ。

(27) 同、一二三、二二七、三五五ページ。恒藤氏は、『価値と文化現象』（大正一三年）の中で、客観的価値を前提し、それとの関係において人間の活動が示す「性状」――「客観的価値の顕現」を問題にしている（同、一八九～一九〇ページ）。潮田教授の恒藤氏批判は、政治学においてその価値を形式化してしまつた点のみに向けられていると考えられる。

(四) ま と め

以上で明らかになつたように、新政治概念の立場が着眼したのは、行為そのものが持つ特定の「行為的性質又は形式態様」であり、一方潮田学説のそれは行為に分析の前提との関係で認められる特定の「意味内容」であつた。

ところで、着眼されたこのふたつのものは、吉富氏が指摘した意味で媒介可能ではない。そのような「性質」を持つ行為とそのような「意味」を認められた行為が、ともに「政治」と名づけられていたとしても、また、加えて双方が実は同一の具体的な行為であつたとしても、新政治概念の立場および潮田学説の双方が学問的研究の対象としてそれぞれ着眼するものまでが同一であるとはいえない。（例えば、「仏法僧」というコトバは、生物学的にまつたく異なるブッポウソウとコノハズクの両方を指すという用法を持つているし、同じひとつのリンゴについて語つても、われわれはその色かたち・成分・病人にとつての効用などを論ずることができるのはいうまでもない。）このふたつが非媒介的である有様は、いわゆる「国家の政治」にはつきりと現われる。すなわち、新政治概念の立場では、まず政治の行為的性質に着眼して政治一般が考えられ、それが第二次的に政治の主体と

か場としての「国家」によつて限定されて「国家の政治」（特殊）が示される。つまり、政治の第一次的性質としての特定の「行為的性質」に関しては、「国家の政治」もその他の政治も寸分たがわぬものをもつており、前者はただそれが典型的に（例えば、大規模に）現われただけであると考えられる。一方、潮田学説においては、「国家社会の政治」ならばそれは政治のすべてであるし、また、「国家団体の政治」は、政治の第一次的性質――国家社会との関連性――そのものが他の政治と比べて最も濃いもののひとつと考えられ、その区別が第一次的性質そのものに関してつけられるのである。(1)

新政治概念に加え田畑学説もが、私の「論争」の整理の基準㈠の(イ)・㈡の(イ)の立場を共通にとつていたのに対し、潮田学説は基準㈠の(ロ)・㈡の(ロ)の立場をとるという特異性を持つていた。そして、潮田学説が着眼したものは、新概念の立場のそれと媒介されえないものであつた。ところが、潮田学説のこの特異性は、論争の直接の相手の戸沢氏にも、また、「論争」に論評を加えた人びとにも、充分には理解されなかつた。したがつて、潮田学説は吉富氏の政治概念規定の類型からぬけ落ちているし、丸山氏の「論争」テーマの規定は的はずれなものとなつたのである。

(1) 参考。「運動」という語は、少なくとも、㈠物体が時間の経過につれてその空間的位置を変すること、および、㈡衛生のために身体を動かすことの二義を持つている。㈠では物体（例えば、身体）の動き方そのものが着眼されているのに対し、㈡では動き方そのものではなく、一定の身体の動かし方が健康の増進に対してもつ効能（健康増進性といつたもの）が着眼されている。このふたつのものは、同じものではない。

第三章　隠された問題

㈠　「論争」の真の争点

「論争」は、戸沢氏が「国家特有の政治と常識的に考へられる諸現象が実は他の結社にもあらはれる」と考え、全体社会とは区別された厳正な意味の国家に特有な現象として政治を見る学者が今日なほ相当に居るのである。この様な考方に如何なる

合理的な根拠があるのであろうか。

というふうに問題をおこしたところから始まり、[1]「政治の本質とは何か」を問うという形で争われたのである。[2] しかしながら、そのような設問のされ方にもかかわらず、潮田学説が着眼したものと新政治概念の立場のそれとは互に非媒介的な性格をもつと同時に、双方の立場によつて具体的に「政治」であるとされた諸現象の範囲もまた合致するものではなかつた。

前章で明らかになつた「論争」の実態は、つぎのように要約することができる。

潮田教授（研究者）は、眼前に横たわる混沌とした無限の世界の中に、他のすべてから区別されるひとつのものを認識した。それが「政治性」――国家社会との関連性――であり、政治性を認められる人間の行為であつた。このものに着眼するのには、それなりの理由があつた。すなわち、普遍的に人間の共同生活にとつて「不可欠」であるとされる国家社会の価値が教授によつて分析の前提として意識され、それがその着眼すること自体に認識目的との関連性から生ずる特有の意義を与えているのである。このようにして着眼されたものを対象にして継続的・系統的に考察を進めると、そこにひとつの学が生れる。この対象としてのものとその学に対して、教授は「セイジ」および「セイジ・ガク」というコトバを選び出して与えることにした。この用語法は、教授がそれらの一般的用法に合致すると考えたものであつた。一方、戸沢氏（研究者）は、同じようにして、「意志の主体を動かして（左右して）或目的を実現する事」[3]というひとつのもの――それは潮田学説のそれとは非媒介の異なるものである――を、「その対象独特の興味を形作る性質」という意義づけの下に認識した。そして、そのものを対象とする学が構想されたのも、また同じである。加えて、戸沢氏においても、この対象としてのものとその学に対して、「セイジ」および「セイジ・ガク」というコトバが与えられている。そして、氏もまた、この用語法をそれらの一般的用法を基礎に主張したのである。[4] このような「研究者→着眼するもの……その意義づけ」・「もの→それを対象とする学……それらに対する特定のコトバの選択と付与」という研究者の心的過程は、同じ型で恒藤・蠟山両氏の場合にもあてはま

る、そして、それが着眼したものの別にしたがつて大別されるとき、行為の「意味内容」に着眼した潮田学説と、具体的に着眼したものをみると相互にかなりの違いがあるにせよ行為の「行為的性質又は形式態様」に着眼したとしてひとつにくくることができる新政治概念の立場（田畑学説も含めて）が分れるのである。

「論争」は、この二大別される異なる立場が、その基礎としての心的過程において同じ「セイジ」・「セイジ・ガク」というコトバを選び出して採用したところに、そのそもそもの発端をもつ。そして、客観的に見ればその真の争点は、「異なるこれらの立場によつて異なる論理構造をもつ異なる文脈の中で、それぞれ独立に着眼された非媒介の異なるこれら二種のもの、いずれに『セイジ』というコトバを付与するのがよいか」であつたといえよう。(5) そして、これには当然、「そのコトバを与えることが好ましくない方のものには、それではどんなコトバを与えたらよいか」という第二の問が暗に含まれていたものと考えねばならない。なぜならば、この異なる二種のものを対象とする二種の学は、それぞれそれを成立させる独自特有の意義づけを持つているのであり、その意義づけ自体は、好ましいコトバの用法を決めることによつては、いささかもその存在の価値を左右されるものではないからである。

この類の争点に解決を与えるためには、「『セイジ』というコトバは、通常の用語例において、いかなる事象を指すものとして用いられているか」を事実として解明し、なるべくその慣行を生かし、不必要な用語法の混乱を避けるという便宜上の配慮以外に絶対的な基準はない。この意味で、潮田教授が「常識上の政治」の語義を詳細かつ執拗に論じたのは、論争解決のための正しい方法であつたのである。(6)

これに対し戸沢氏もまた、氏独自の「常識上の政治」論を展開した。ところが、恒藤氏は、「普通に政治又は政治的なる語を以て指称される対象の多くが『国家』に関係ある対象たる事を知る。」としながらも、国家現象と団体現象とに区別がない以上「政治現象の論理的意義」は右の範囲をこえうるとして、「常識上の政治」の語義をそれ以上論じていない。(7) 蠟山氏

にいたつては、恒藤氏も認めている「常識上の政治」と「国家」の間のきわめて密接な関係を無視して、政治の概念構成において国家概念をその多義性のゆえにまつたく考慮に入れないのである。[8]

(二) 隠された問題

私はここで、「常識上の政治」論争にあらわれた様々な主張の当否の判定をしようとは思わない。それは、その論争が当時の用語法の検討を行なつたものであり、今日その判定を行なうことにあまり意味がないからである。

問題は、外のところにある。

潮田学説にせよ新政治概念の立場の学説にせよ、用語法の整理によつてはいささかもそれ独自特有の学成立の意義が左右されるものではないことを、私はすでに指摘しておいた。そして、潮田教授が新概念の立場の意義を充分に認めていたことは、すでに明らかにしたところである。すなわち、教授は、自説が着眼したものと新政治概念の立場のそれとが異なるものであると考え、教授の「常識上の政治」の語義の分析の結果から、新政治概念の立場が着眼するものに「セイジ」というコトバを付与するのに反対した。しかしながら、それを新政治概念の立場から研究し、ひとつの独立の科学に発展させることには「別に反対ではない」、ただそれは「社会学の一部門として研究せらるべきもの」である、としたのである。[9] これに対して、論争の直接の相手方であつた戸沢氏は、国家に関する一科学というようなものは全科学体系において合理的な地位を占めるいかなる論理的根拠をも持たないと主張し、たかだか社会学・政治学・経済学・法律学等々の諸科学における国家論の寄せ集めとしての国家の研究があるにすぎないという見解を一貫してとつた。[10] ここにおける「政治学」はもちろん「戸沢政治学」であり、いかなる関連にせよ「国家を前提として始めて考へられる」政治を対象とする研究は、全科学体系の中に一科学としての地位を占めることも、さらには「国家論の寄集め」の中にさえもその存在を認められていないのである。こ

れは、戸沢氏が「論争」中一貫して、潮田学説を理解――相手の立場を承認して自説を変ずるの意ではなく、それ以前の問題として相手の主張を正しく認識するの意において――しなかつたことの結果である。(11)

同様に、潮田学説の特異性に対する無理解のゆえにそれを学として成立させる独自特有の意義づけの存在価値を認識することができず、したがつて、当然結果的にはその特異な意義をもつ潮田学説を全社会科学の体系の中から排除してしまうのが、第一章で詳説した三つの論評である。すなわち、吉富氏は、潮田学説が新政治概念の立場の着眼するものと非媒介的な関係にあるものに着眼するとは理解せず、したがつて、その政治概念規定の類型から潮田学説はぬけ落ちてしまつている――潮田学説が排除されている――し、丸山氏にあつては、同じような理解のし方にもとづき、「論争」全体のテーマを、客観的に見れば潮田学説を排除した残りの部分についてのそれと見誤つた。さらに、蠟山氏においては、その問題設定のし方自体が潮田学説を無視しており、氏が問題にしたのは徹頭徹尾政治の「行為的性質」のみであつた。(12)

これら三つの論評は、すでに指摘したように、「政治概念論争」に対する今日の一般的評価の原型になつていると考えてよいであろう。(13) したがつて、以上の考察の結果にもとづき、その一般的評価自体が書き換えられねばならないのは当然であるが、より重大な問題は、戸沢・吉富・丸山・蠟山の諸氏がそうであつたように、今日の「論争」の一般的評価が、潮田学説の特異性とそれを支え成立させている特異な意義づけの存在理由を理解せずに、それを無視・黙殺しているという点である。つまり、本来はコトバの用語法をその慣用例にもとづいて整理すればよかつたはずの「論争」が、その一部の当事者およびその評価者たちによつてそのように処理されなかつたことから、新しい「隠された問題」――論理的には、用語法の整理によつていささかもその存在価値を左右されることのないひとつの学の成立の独自特有の意義が、実際には無視・黙殺され、その学に特有の学問的分析の観点が、それだけの充分な理由づけもまつたくなしに社会科学から排除されようとしている問題――が生れているのである。(14) このことは、現在の政治に関する知的作業が、実践的活動の努力目標としての政治の価値に

無頓着な実証科学的「政治の理論的分析」と、政治の理論的分析を欠く常識的な実践的「政治論」への分極化の傾向をもち、その橋渡しをすべきものが多くは見られないという状況にあることと無縁ではないように思われる。

（1）戸沢・前掲書（昭和五年）、一八〇、一五八ページ。戸沢氏が問題を提起したはじめは、氏の大正十二年の論文「政治学疑義」（『国家学会雑誌』第三七巻第七、八、一〇、一一号）においてであった。そこで、氏は、「国家に関する科学」は「政治学法律学等の独立科学の総和」であるとし、「かかるものは一の真の意味の科学としては今日成立し得ない。」「国家に関する科学といふ考は吟味せられねばならない」とのべた（同、三七―七・五九ページ）。

（2）戸沢氏の『政治学概論』（昭和五年）の第三章・第一節は、「政治の本質」という標題の下に政治の概念を提示している（特に同、一七九～一八〇ページ）。恒藤氏がその政治概念を初めて示したのは、大正十三年の論文「政治現象の本質」であった（この論文は後に、恒藤・前掲書（大正一三年）に第五篇として収められた）。田畑氏の反論としての政治概念の提示は、昭和十三年の「国家と政治との必至的関連」の中で「政治の本質」として述べられている（この論文は後に、田畑・前掲書（昭和二二年）に収められた。参照、同、五八ページ）。潮田教授は、その「政治哲学講義ノート」において、この問題を「政治本質論」として論じていた（参照、多田真鋤編『潮田江次教授　政治哲学講義』慶応通信・昭和四四年、本論・第一部）。蠟山氏は、大正十四年の『政治学の任務と対象』の中で、「本質」という語は使わずに、政治の「先天的概念」を論じている（同、一二八ページ）。

（3）戸沢・前提論文（昭和一一～一二年）、五〇―一二・四五ページ。

（4）戸沢氏は、昭和五年には、「仮令普通の人々に政治と呼ばれては居ないにせよしかも所謂る政治に甚だ類似して居るもの」、「常識上之を政治といはない」「本質上の政治」を論じている（同・前掲書（昭和五年）、一七九、一八一ページ）が、昭和十一年以降になると、「科学的認識」と「常識的認識」を対置させ、「合理的見地」から後者の「合理的なもの」のみを選び出すという考え方を示す（参照、戸沢・前掲論文（昭和一一～一二年）、五〇―一一・一七ページ、および、同・前掲論文（昭和一四～一五年）、五三―一二・六三～六四ページ）。

（5）すでに明らかにされた「論争」の実態は、「セイジ」というコトバをめぐるこの争いが、双方の立場が具体的な「政治」の範囲に関して概して共通の認識を持っており、したがって、「政治の本質」を具体的な経験的事実の検討によって実証的に確定することができる類のものではないことを明らかにしてくれる。

政治学における「政治概念論争」に比べられるものとして法学における「法概念論争」があるが、この論争を整理したものとして、碧海純一「法の概念」（同『新版　法哲学概論』弘文堂・昭和三九年・第二章）がある。特に、同、五八ページ参照。

（6）参照、潮田・前掲書、第二部・初論三、再論・三、および、三論・各論一。

（7）恒藤・前掲書（大正一三年）、一七九～一八三ページ。

（8）蠟山・前掲書（大正一四年）、一六九ページ。

(9) 本稿第二章(三)参照。

(10) 戸沢・前掲書(昭和五年)、六二～六四ページ、および、戸沢鉄彦「政治学の本源と其の将来」(『国家学会雑誌』第五七巻第八、一一、一二号・昭和一八年)、五七―一一・三八～四〇、五七―一二・五三～五五ページ。

(11) 戸沢氏が潮田学説の中心概念である国家社会を理解しなかつたことは、氏の昭和十八年の論文にも明らかである。例えば、氏は「所謂『全体社会』に言及したり(同・前掲論文(昭和一八年)、五七―一一・三八～三九ページ)、「従来政治学者は往々、政治学を以て〔支配一般に対する〕国家に於ける支配を研究する学となした」(同、五七―一一・四一ページ)というが、政治の目的としての国家社会にはまつたく言及していない。

(12) 本稿第一章参照。

(13) 今日市販されている政治学の文献で、「論争」に言及しているものは多くない。また、政治概念規定の類型化を示しているものも多くはない。加えて、その多くは吉富氏の類型化に近いものを採り、そこでは政治の主体・政治が発現する場に注目した議論が展開されている。私の寡聞の範囲では、中村菊男教授(同『新訂政治学』慶応通信・昭和三八年)が唯一の明らかな例外である。

(14) この問題の意味については、将来稿を改めて詳論したいと考えている。

第四章　潮田学説の意義と限界

前章で明らかになつた「隠された問題」は、つぎの問に対するなんらかの答をわれわれに求めているといえるであろう。すなわち、「論争」の実態とその真の争点がすでに明らかにされたようなものであり、さらに、「論争」の処理がそれが論理的に求めていた形でなされなかつた以上、もはやわれわれは「政治学」の名称にこだわつて論争を再燃させる必要はない。問題はむしろ、新政治概念の立場の分析の観点が残り、潮田学説のそれが排除されようとしたことが、われわれの知識の総体に対して実際どのような結果をもたらしたと考えられるか、にある。

潮田学説の特異性は、まず「政治独自の客観的価値」を分析の前提としておき、つぎに人間の活動によつて実現されるその価値の意義に注目した点にある。この客観的価値とは国家社会の普遍的価値であるとされ、また、はたから観察する研究者がある行為を「政治」であるとするのは、それがその客観的価値の実現と関連性をもつ行為であると考えられ認められるか

らであるとされた。この論理を大胆にいい換えるならば、潮田学説は、国家社会の普遍的価値の実現のされ方――人間の一定の活動が国家社会の普遍的価値の実現にいかなる役割を果すか――を問題にし、そのために研究対象をそのような役割を果していると考えられる行為の範囲に限定したのである。このような考察にとつては、「人間のオーガニゼイションの諸方法と左様な諸方法の共通諸形式」そのもの等は、学の直接の対象ではなく「参考資料」にしかすぎない。(1)

このような研究方法を採用することによつて、われわれは、一定の条件の下で一定の活動が国家社会の価値をどの程度実現するかに関しての知識を入手できるであろう。そして、この種の知識はひるがえつてわれわれに、所与の条件の下で――またはそれを変えることによつて得られる異なる条件の下で――いかなる活動が国家社会の価値の実現にどれだけ役立つかを教えてくれるという意味で、すぐれて実践指示の力をもつものと考えられる。これは、新政治概念の立場の観点にもとづく研究からは、直接かつ学問的には得られない類の知識であるといえよう。すなわち、新概念の立場からの分析では、分析対象そのものが持つ性質がいかに詳細に明らかにされたとしても、それだけではその具体的な「政治」が人間の特定の努力目標の実現に対して果す役割はいまだ少しも学問的には考察されておらず、この分析だけを基礎に政治の実践を論ずるならば、それは学問的議論ではなく常識論とならざるをえない。つまり、政治の実践に関する学問的議論は、その前提として潮田学説的分析がなされていなければ行ないえないと考えられるのである。ただしこのことは、新政治概念の立場からの分析が潮田学説的分析のためにおおいに有用であり、場合によつては必要でさえあるということと矛盾するものでは決してない。

このように考えると、潮田学説の類の研究方法は、前章の終りに言及した分極化傾向――実践的活動の努力目標としての政治の価値に無頓着な実証科学的「政治の理論的分析」と政治の理論的分析を欠く常識的な実践的「政治論」の間でのそれ――の橋渡しの、少なくともひとつの可能性をもつ方向であるとはいえないであろうか。潮田学説の意義は、なによ

りもましてそれがこのような観点をあくまでも守り、それをある程度展開しようとした点に集約されると考えられるのである。[2]

ところで、潮田学説は、以上のような意義を充分発揮するためには、いまだ不完全・不満足な点を多々もつている。

潮田学説は、政治学の研究において、分析対象内に——例えば動機づけのような形で——でもなく、分析過程内に——例えば資料の取捨選択の判断の形で——でもなく、分析の前提として「価値」が入つてくることを示し、かつ、それが普遍妥当なものでありうると主張している。しかし、そこに示されたものは、人間の共同生活にとつて不可欠な——その意味で普遍妥当な——ものとしての国家社会「一般」の価値のみであつた。[3] それはいまだ、ひとつの枠、ひとつの価値の範疇にすぎない。ところが、われわれが実現しようと努力するものは抽象的な国家社会「一般」ではなく、時間と場所の条件によつて規定される具体的な姿の国家社会である。その意味で潮田学説には具体的内実の考察が欠けており、したがつて、その意味でならば潮田教授の政治学に対する「実質的寄与」の乏しさを問題にすることができる。また、具体的な一国家制度と概念的に区別される国家社会一般とは、より厳密にいつていかなるものであるかの究明も、より深められねばならないであろう。

国家社会の具体的内容づけの考察は、具体的な社会的利害の対立をわれわれの視野に入れることになる。この意味でならば、吉富氏が、潮田教授の政治の定義は「政治より対立矛盾の契機を捨象して、機能の結果にのみ着眼するものとして、歴史的社会的実在たる政治のもろもろの契機を充全的に把握したものとは思へない。[4]」と指摘したのは正しいといえる。そして分析のこの段階になると、はたしてどこまで「普遍的」な価値の発見が可能なのかが問題になる。はつきりしていることは、初めからそのようなものがないとしてしまつては、肯定的にせよ否定的にせよ確固たる答はえられないということである。ここではひとつの可能性を指摘することしかできないが、まず、われわれは潮田学説から出発すれば、考察する価値の

範囲を人間活動の目標たる国家社会の知的計画案に限定することができるという利点を入手することができる、といえる。その範囲の限定によつて、従来あまりにも漠然と大きな複雑なものとして考えられ、したがつて詳しい分析をこばんできた政治の価値を、明確かつ一義的な表現を与えられるいくつかの努力目標の組み合せとして表現することができるかも知れない。

分析のこの段階で具体的に問題になるものに、つぎのようなものがある。潮田学説では、国家団体の成員は「有権者たち」であり、その内部の利害の対立には一切考慮が払われていない。もしこれが考慮されれば、その団体の職能活動の計画案はどのように形成され、それが実現されることにより国家社会の成員にどのような具体的利害がどのようにもたらされるかの問題等が解明されねばならず、したがつて、国家団体の成員の間に表明された意思と決定された計画案の内容の間の対応関係のあり方にもとづくなんらかのグループ分けが、また、国家社会の成員の間にもたらされた現実の利益の配分のされ方にもとづくなんらかのグループ分けが生れてこざるをえないであろう。

つぎに、以上のような前提としての価値の分析にもとづき、実際の事実分析にたえる諸々の実証的に操作可能な概念が作られ、それを用いての事実分析そのものがなされねばならない。さらに当然のことながら、その分析の結果によつて、分析の枠組全体が総点検・修正されていかねばならない。潮田学説では、その時代的制約があつたにせよ、この段階の作業はまつたく行なわれなかつた。(5)

私は、「政治概念論争」における潮田学説の意義が、ここに指摘したような限界を持つにもかかわらず、以上のように特異なものであり、今日においてもその基本的な方向づけは充分なる存在価値をもつものであると考えている。それは、本章において指摘した意味で、よき踏み台とされることを待つているということができよう。

(1) 潮田・前掲書、五二～五四ページ。

(2) 同、「はしがき」(一～二ページ)のつぎの一節は、この意味に理解することができる。

「政治学は独立の科学としての新しい基礎づけが必要なのである。‥‥本書では〔政治学〕の屋号看板をはつきり上げることに聊か努力したつもりである。看板をさらつて行かうとする者に対しては之を飽くまで撃ちしりぞけた。他家から養子を迎へて新規な商売を始めようといふ提案〔新政治概念の立場〕には、どこまでも不賛意を表して家名を護つた。屋号を殊更に窮屈に考へる者〔国家行為説等の旧式の政治学〕にむかつては、其の偏狭を戒めて新生の前途をひろく望ませた。」

(3) 私は、国家社会を正しく潮田教授のいう意味に理解すれば、それ一般の普遍的不可欠性は自前の前提としてよいと考えるが、それを疑問視する立場がないとはいえない。また、たとえその普遍的不可欠性を承認したとしても、その価値を「政治学」的分析の前提とすることについての異論はあるであろう。

(4) 吉富・前掲雑誌論文月評(昭和一二年)、五七ページ。

(5) この点に関しては、潮田教授も、本章の註(2)の引用文に続けて、「ただ本書には、此の生れ更つた店の経営を如何なる組織・方法によつて行ふべきかといふ重大な問題は全く取扱はなかつた。」と述べている(潮田・前掲書、はしがき二ページ)。

(昭和四五年七月一四日・脱稿)